

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>熊谷児玉線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡美里町大字南十条字南四四八 番一地先から同郡同町大字南十条字 南六三番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年七月十八日 埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第八号で告示した 道路予定区域の一部供用 開始である。 延長三七一・八一メートル</p>	<p>備 考</p>